

北九州市立学校学校運営協議会規則

(逐条解説)

第1条関係 (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の学校運営協議会(以下「協議会」という。)の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

- 1 本条は、この規則の制定趣旨を明らかにしたものである。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項において、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管する学校ごとに、「学校運営協議会」(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならないとされている。
- 3 このたび、令和3年度から協議会を設置するため、本規則を定めることとし、第3条以降で協議会について必要な事項(組織、会議、運営等に関する事項)を規定している。
- 4 協議会は、地域住民や保護者等(以下「地域住民等」という。)の意見を学校運営に反映し、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組みであるとともに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関である。

第2条関係 (設置)

第2条 教育委員会は、必要があると認めるときは、北九州市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、法第47条の5第1項ただし書の文部科学省令で定める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)の校長(園長を含む。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

- 1 本条は、協議会の設置について、定めたものである。
- 2 法第47条の5に規定する協議会を設置できる学校とは、地方公共団体が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校とされているため、本市が設置している校種において協議会を置くことができることとした。
- 3 学校を取り巻く課題を解決し、子どもたちの「生きる力」を育むためには、地域住民等の適

切な支援を得ながら学校運営の改善を図っていく必要がある。そのため、地域住民等が当該学校の校長（園長含む。以下同じ。）が定めた学校運営の目標、運営の現状及び児童生徒（幼児含む。以下同じ。）が抱える課題等を的確に把握することが必要であることから、教育委員会は、必要と認めるとき、学校の実情に応じて、学校ごとに協議会を置くことができることとする。

- 4 「法第47条の5第1項ただし書に規定する場合」とは、文部科学省令において、
- (1) 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び中学校において、学校教育法施行規則（昭和22年文部令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施す場合
 - (2) 同一の教育委員会の所管に属する中学校及び高等学校において、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と高等学校における教育を一貫して行う場合
 - (3) 同一の教育委員会の所管に属する小学校及び当該小学校に在籍する児童のうち多数の者が進学する中学校において、これらの学校が相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行う場合その他教育委員会においてその所管に属する二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めた場合
- としている。
- 5 学校運営協議会は、校長や教育委員会が行う学校運営や教職員人事について関与する一定の権限を与えられることから、教育委員会の方針のみで協議会を設置するものではなく、校長の意見を聴いた上で設置することを定めている。

第3条関係（組織等）

第3条 協議会は、委員9人（前条第1項ただし書の規定により2以上の学校について1の協議会を置く場合にあつては、17人）以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、教育委員会に対し、委員にふさわしい者を推薦することができる。

4 委員の任期は、任命された日からその日の属する年度の末日までとする。

5 委員は、再任されることができる。

6 教育委員会は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、当該委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 対象学校の校長は、委員が第6項に規定するときに該当すると認めるとき、又は委員若し

くは委員であった者に前項の規定に違反する行為を行った疑いがあると認めるときは、速やかに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

1 本条は法第47条の5第10項に基づき、委員の任免及び任期等について定めている。なお、委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員である。委員は、協議等を通じて、児童生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、守秘義務等についても規定している。

2 第1項は、委員数について定めている。

委員数は、学校の実情に応じて、学校ごとに合計9人以内とする。

9名以内としたのは、

- (1) 校長（第3条第2項第4号に該当）1人
- (2) 地域関係団体等の代表（第3条第2項第1号に該当）3人以内
- (3) 保護者代表（第3条第2項第2号に該当）3人以内
- (4) 地域学校協働活動推進員ほか対象学校の運営に資する活動を行う者（第3条第2項第3号に該当）及び学習支援に関わるNPOの代表や校区内の教育機関の代表、学識経験者等の教育委員会が必要と認める者（第3条第2項第5号に該当）2人以内

で構成することを想定したものである。

なお、第3条第2項各号ごとに示した人数は想定の人数であり、実際に学校ごとの委員を決める際には、委員全体が9人以内であれば、学校の実情に応じてこれを超える人数とすることを妨げるものではない。（第3項についても同様。）

3 また、2以上の学校について一の協議会を設置する場合については、円滑な会議運営が保たれることが必要であるため、本市における小中一貫・連携教育の標準的な組み合わせである、中学校1校及び小学校2校で一の協議会を設置する場合を基準に考え、

- (1) 校長（第3条第2項第4号に該当）3人
- (2) 地域関係団体等の代表（第3条第2項第1号に該当）4人以内
- (3) 保護者代表（第3条第2項第2号に該当）6人以内
- (4) 地域学校協働活動推進員ほか対象学校の運営に資する活動を行う者（第3条第2項第3号に該当）及び学習支援に関わるNPOの代表や校区内の教育機関の代表、学識経験者などの教育委員会が必要と認める者（第3条第2項第5号に該当）4人以内

で構成することを想定し、合計17人以内とするよう定めた。

4 第2項は、委員の人選について定めている。

協議会は、学校運営及び任命権者の任命権の行使の関与する一定の権限が付与される機関であることから、その委員については、協議会設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されることになる。法第47条の5第2項では、委員となり得る者が列挙されているが、本市では、同項第4号に基づき、対象学校の校長を委員に任命できることを明確化している。

5 第3項では、人選に関する校長の役割について定めている。

委員は、対象学校について一定の理解を有した上で当該学校を応援する存在として、その運営改善に資する者であることが望ましい。校長は、学校の運営を通じて地域住民等との関係性が強いと考えられるため、校長の自発的な委員候補者の推薦により、対象学校ごとの適切な人選が可能になると考えられることから、校長が委員候補者を推薦することができるとした。

6 第4項では、委員の任期について定めている。

委員の任期は、4月1日から当該年度のその年度の3月31日までとする。年度の途中で委員が辞めた場合は、速やかに新たな委員を任用することを想定している。

7 第5項では、委員の再任について定めている。

前項の規定により、委員の任期は最長で1年としているが、教育委員会の判断により再任することができる。

第4条関係（会長）

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。ただし、対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

1 本条は、会長について定めている。

地域と学校とが対等の立場であることを担保するため、学校の代表である校長は、会長となることができないとしている。

第5条関係（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、又は議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、対象学校の職員その他の協議会が必要と認める者に対して会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

1 本条は、協議会の会議について、議長、開会、決議等、会議の運営について定めたものである。

2 「関係者」とは、対象学校の教職員及び生徒の保護者並びに有識者等を指す。

第6条関係（学校運営に関する基本的な方針の承認等）

第6条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 学校経営計画
- (2) 教育課程の編成
- (3) その他校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針（以下「基本的な方針」という。）に基づき、学校運営を行うものとする。

1 本条は、学校が協議会の承認を要する学校運営に関する基本的な方針について具体的な事項を定めている。この承認制度を設けることで、地域住民等の意向が当該方針に反映され、「地域とともにある学校づくり」を実現することができると考えている。

また、校長は、承認された学校運営に関する事項の基本的な方針に沿い、その権限と責任において具体的な学校運営を行うこととする。

2 第1項第1号の「学校経営計画」とは、校長が作成する学校運営全体の構想であり、その基本的な方針とは、目指す子どもの姿や年度ごとの重点目標などが考えられる。

3 第1項第3号における「その他校長が必要と認める事項」とは、年間行事計画や施設整備の計画に関することが想定されるが、各学校長が実情に応じて承認事項に加えるものである。

第7条関係（学校運営に関する意見の申出）

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人の任用に関する事項を除く。）のうち、基本的な方針の実現に資するものについて、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

1 本条は、協議会が可能とする学校運営に関する意見の申出等について定めている。

2 第1項の対象学校の運営に関する事項については、教育課程の編成や学校経営計画の実施状況に対する意見、学校運営協議会の運営についての意見等が想定される。

3 第2項における「職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭及び学校事務職員その他すべての職員が含まれる。

4 「基本的な方針の実現に資するもの」とは、第6条において協議会の承認を必要とした学校経営計画や教育課程の編成等の基本的方針を実現するために有効的な、採用、転任、昇任に関する意見であり、分限処分及び懲戒処分等は意見の対象ではない。

5 なお、校長は、協議会からの意見の有無や内容にかかわらず、教育委員会への意見具申を行うことが可能であり、任命権者である教育委員会は、当該職員の任用に当たっては、協議会からの意見を尊重することとする。

6 ただし、協議会の意見は任命権そのものを拘束するものではなく、教育委員会は、自らの権限と責任において任命権を行使するものである。

第8条関係（学校運営に関する評価）

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について評価を行うものとする。

1 学校教育法（昭和22年法律第26号）において、学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならないとされている。

2 そして、同法施行規則（昭和22年文部省令第11号）において、上記評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒等の保護者その他の当該学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとされており、本市学校においては、毎年度1回以上評価を実施している。

3 本条では、協議会を置く学校については、協議会が当該評価を行う主体であることを規定するもの。

第9条関係（地域の住民等への情報提供）

第9条 協議会は、基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

1 「対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報」の具体的な情報提供方法は、「学校だより」（対象学校が作成するもので、保護者等に配布するもの。

また、当該学校のホームページにも掲載している。）及びPTA会議等を活用して発信に努める。

第10条関係（適正な運営を確保するために必要な措置等）

第10条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことにより対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるようにするため、協議会に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

1 本条は、協議会を適正に運営するための必要な措置について定めている。

2 具体的な「措置」の内容は、以下のような場合が考えられる。

(1) 発言力の強い特定の委員により偏った協議会の運営がなされ、学校運営に支障を生じかねない場合に、当該委員を罷免した上で新しい委員を任命すること

(2) 委員同士の意見が対立して協議会としての意思形成がなされず、学校運営に関する基本的な承認がなされない場合に、協議会の運営を一時的に停止させ、運営の改善に向けた指導を行うこと

3 教育委員会は、協議会の運営の状況についての的確な把握に努めるとともに、必要に応じて、協議会及び校長に対して指導、助言を行うなど、協議会の円滑な運営の確保に努める必要がある。

第11条関係（委任）

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に教育長が定める。

1 この規則に定めるもののほか、この規則に関することについて、別に教育長が定めることを規定するものである。